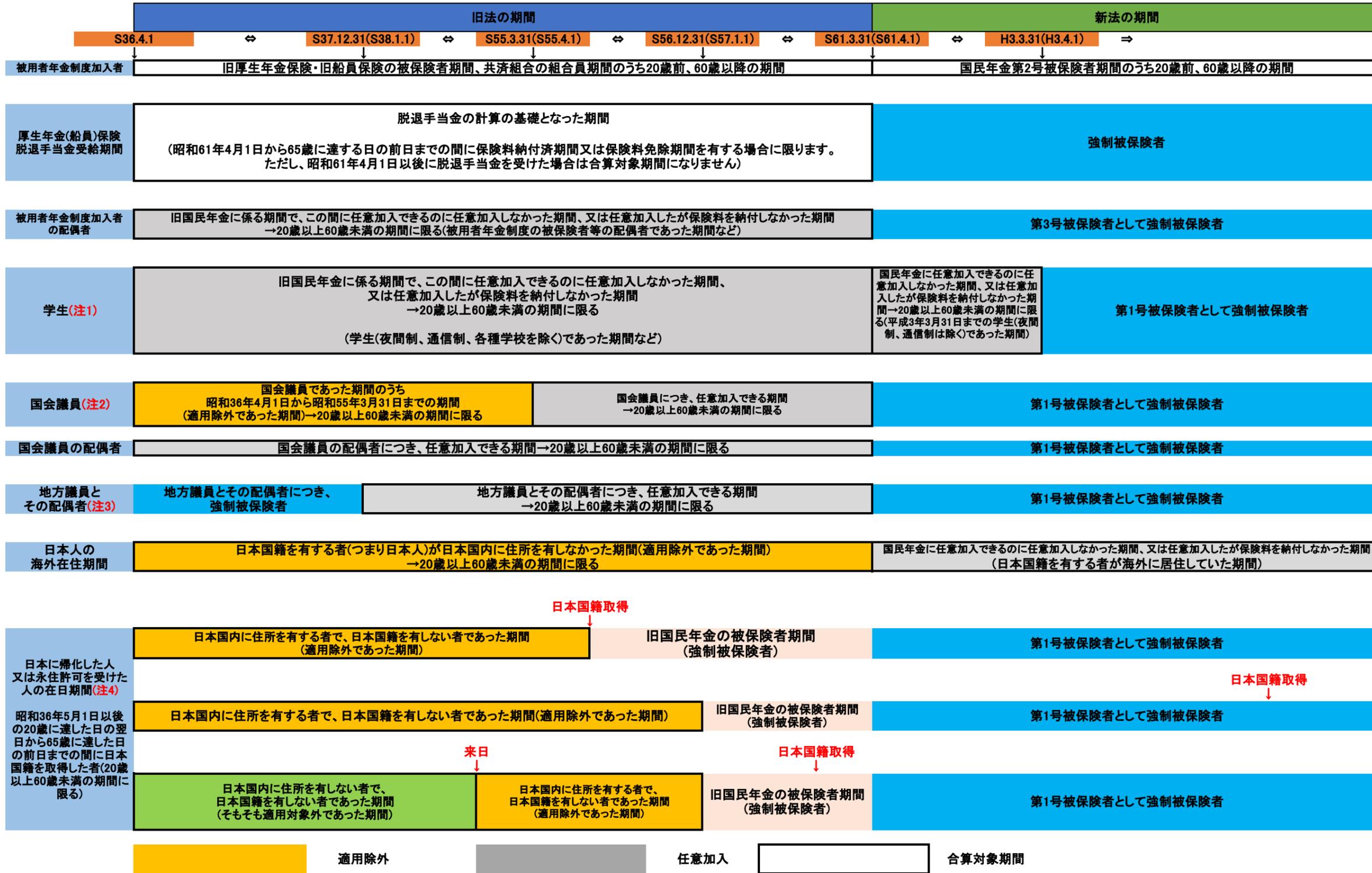


国民年金 代表的な合算対象期間についての概要(時系列表)



注1 学生は、平成3年3月31日までは国民年金に任意加入とされていた。

注2 国会議員は、昭和55年3月31日までは国民年金の適用除外とされていた。また、昭和55年4月1日から昭和61年3月31日までは国民年金に任意加入とされていた。

注3 地方議員とその配偶者は、昭和37年12月31日まで国民年金の強制被保険者とされていた。また、昭和38年1月1日から昭和61年3月31日までは国民年金に任意加入とされていた。

注4 昭和56年12月31日までは、国民年金の被保険者資格に「国籍要件」があった。